

●香川県選挙管理委員会告示第 12 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 1 項第 3 号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定する施設について、さぬき市選挙管理委員会から平成 19 年 1 月 31 日に指定の取消し及び指定を行った旨の報告があったので、平成 18 年香川県選挙管理委員会告示第 175 号（個人演説会等を開催することができる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 2 月 27 日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			略		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
略	略	略	略	略	略
さぬき市	略	略	さぬき市	略	略
	<u>辛立文化センター</u>	<u>さぬき市長尾西1694番地</u>		<u>辛立集会所</u>	<u>さぬき市長尾西1785番地</u>
	略	略		略	<u>1</u>
略	略	略	略	略	略